

「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」及び「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」の答申における今後の課題

諮問第 2 号の答申「平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」(平成 20 年 1 月 21 日)の今後の課題

2 今後の課題

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 10 条第 2 項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考え。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。

諮問第 3 号の答申「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」(平成 20 年 1 月 21 日)の今後の課題

2 今後の課題

- (1) 両調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率化の見地から、市町村が保有する固定資産課税台帳等の活用の余地について、今後更に検討することが必要である。
- (2) 停車場用地等の上にあるいわゆる「駅ナカ」等商業施設として利用されている箇所については、近年大都市圏において増加してきており、停車場用地等とは異なる利用状況を的確に把握するため、次回以降の両調査において、当該箇所を把握することについて検討する必要がある。
- (3) 両調査の調査対象のうち、全数調査の対象である資本金 1 億円以上の法人に関するパネルデータについては、今後も継続して作成することが必要である。また、広く国民が利用できるように、パネルデータの分析結果の公表についても検討する必要がある。